第８回 小川町総合振興計画審議会
議事要旨

◆日　時：平成 28 年 1 月 7 日（木）　　14：00～15:30
◆場　所：リリックおがわ　２階　会議室
◆次　第　　進行　政策推進課　矢島富男 主幹

１．開会
２．あいさつ　　小久保文雄 会長
３．議事　　座長　小久保文雄 会長
　１）国土利用計画（最終案）について　政策推進課　山﨑浩司 課長
４．その他
　今後のスケジュールについて　政策推進課　石川俊一 主任
５．閉会

【議事内容】

◆１）国土利用計画（最終案）について

小久保会長	本計画案については、審議会において充分に討議がなされていると考えている。よって本計画案は適当と認めるとともに、本会議終了後、速やかに町長に答申を行いたいと考えているがよろしいか。
吉田委員	しっかり整理されてきたために、今まで気が付かなかったことが見えてきたので何点か質問、意見を言わせていただけたらと思う。 1 点目、国土利用計画は現行の目次と全く同じ構成で作成されており、目次全体を見た際に、2、3 章の名称がほかの箇所と比べ整理されていない。普通、章立ては簡潔でわかりやすくすると思うが、現行のものも整理されていないと思う。 具体的には、「第２章　町土の利用目的に応じた区分ごとの規模及びその地域別の概要」と大変長く、1 章のタイトルと比べると倍近くなっている。「町土の利用目的に応じた区分・規模と地域別の概要」程度の簡潔さが必要なのではないか。「町土」と章で取り上げているので、その下の節の「１　町土の利用目的に・・・」は、「町土」とつける必要はないのではないか。また、「２　地域別の町土利用・・・」も同様に、「地域別の概要と基本方向」程度に簡潔にしないと目次のバランスが取れていないと思う。３章は更にひどく、「第２章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」と長いタイトルはありえないと思う。私個人の意見だが、「目標達成のため必要な措置の概要」程度で良いのではないか。次の節、「土地利用に関する法律等・・・」は「関係法律の適切な運用」。「３　町土利用に係る環境の・・・」の“町土利用に係る”は必要ないのではないか。このように、整理が必要と感じる。現行の案を踏襲しているが、現行そのものに問題があったのではないかと思う。 また、目次立てで不思議に感じるのは、例えば、目次の第１章の節にある「（６）その他」の次に「（７）市街地」となっている。基本的に“その他”は最後に来るべき項目であり、「宅地」の次に「市街地」がきて最後に「その他」がくるべきではないか。意図してこのような順になっているのかもしれないが、現行を踏襲したために問題となったのかと思う。 2 点目として、振興計画との整合性が必要となってくるが追加の文言として検討していただきたいことがある。P17 の「キ　市街地」の項目の上、「カ　その他」の最後にあたる個所に、「国指定の下里・青山板碑製作遺跡の保存と活用を推進します」といった文言をぜひ入れて欲

	しい。下里・青山板碑製作遺跡は、いま、国が認定しているのは下里にある 3 つだけで、下里・青山には遺跡として認めているのは 19 ある。青山は追加認定を受けるべく、町で調査を行っているところで、下里・青山の 19 あるうち、下里ではっきりとした遺物が発見された 3 箇所のみが認定されている。名称は“下里・青山板碑製作遺跡”となっているが、青山で認定された箇所はない。この遺跡は、一括りなので、小川地区の方に記載しておけば良いと思うが“「下里・青山板碑製作遺跡」の保存と活用を推進します。”と追記してほしい。
事務局	章立ての件、国土利用計画法の中で、「第二章第八条、市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。」となっている。政令というのは国土利用計画法施行令のことであり、第一条で章立ての事を謳っている。だからと言って全てその通りにする必要はないとは思うが、前回を含め施行令を踏襲してきたと思う。「国土利用計画法施行令第一条、次に掲げる事項を定めるものとする。」、「一号、国土の利用に関する基本構想」という表現になっており、“国土”を“町土”と読み替えとあるので、「“町土”の利用に関する基本構想」としている。「二号が国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」とあり、同様に国土を町土と読み替え、政令で用いられている用語を使用している。三号も同様に、「前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」とあり、前項を前章（“第 2 章”）として表現している。このように、施行令に記載している通りに表現していると推測しているが、コンサルの方のご意見があればお聞きしたい。
昭和㈱	国土利用計画は国の全国計画、及び県土の利用計画を基本として各市町村が策定することができると規定がある。その際に市町村の国土利用計画は県の国土利用計画を基本に作成するということになっており、各市町村がそれぞれバラバラの項目を作成するのではなく、法律で規定された統一した項目に基づいて作成する。県も国が示した定義に基づき土地の面積を測定するということになっているため、今回の目次も策定している。前回の目次も県の項目に基づき、合せて策定してきた経緯がある。
事務局	先ほど述べた、施行令の統一的な項目に従って計画書を作成するという中で、長い章立てをそのまま使用していると推測している。だからと言って長い言葉ではなく、的確な表現を審議委員の意見の中でご議論いただけたらとは思うが、事務局としては施行令に従ったというこ

	とになる。 2 点目の件、目次の中で「その他」の後に「市街地」があるとの指摘だが、第 3 次国土利用計画の中でもこのような作りになっている。
昭和㈱	（1）～（6）については土地利用の土地の利用上の区分であり、「（6）その他」は何も使用されていない土地の事ではなく、その他の用途に使っている土地ということになっている。したがって、（1）～（6）と（7）は別の区分になっているため、分けた表記としている。国・県の区分も同様である。
事務局	下里・青山の遺跡の活用について、国土利用計画は土地の利用に関わる計画なので、そこまで思いは至らなかったというのが正直なところである。総合振興計画の前期基本計画で遺跡については整備をしていくという文言が取り込んでいるので、土地の利用形態ということではなく、史跡という中で取り込んでいるため、国土利用計画の中にないとしても、形状としての利用ではなく史跡としての活用として行政的な運用はできると考えている。
吉田委員	板碑製作遺跡について、県の史跡である腰越城、四ツ山城等が書かれている中、下里・青山板碑製作遺跡は国の史跡であり、記載しないのはおかしい。面的に範囲を指定すると、全国から見学者等が来て土地利用等が大きく変わってくるので載せないわけにはいかないと思う。これを記載しないで、腰越城、四ツ山城を記載するのはバランスを欠いていると思う。地権者の協力を得て、これからどのように保存、活用していくかを 12 月に保存・活用計画の委員会を立ち上げたばかり。面的にも広範囲が指定される形になるので、これはぜひ記載してほしい。 国土利用計画は、町民にわかるようにすべきであると考えている。常識的に考え、国・県の項目に従うのではなく、小川町独自の方法で、どのように町土を利用するのかを、配布し理解・協力を仰ぐのであれば町民にわかりやすい目次立てにすべきだと思う。
事務局	下里・青山遺跡について、資料 1 の P17 は第 5 次総合振興計画に合わせて記載するということでよいか。
吉田委員	良い。
事務局	目次立てについて、議論をしていただくかどうかは難しいが、事務局としては全国的な表記に統一している。
山岸委員	資料 2 の P24 について、四ツ山城（高見城）とあるが、高見城というのが正式であって、四ツ山城は形状から言っているだけで本来は、高見城（四ツ山城）ではないのか。

吉田委員	町指定の段階では高見城（四津山城）だったが、県指定になった際、四ツ山城（高見城）となった経緯がある。このように名称が変わることがあり、下里の割谷城も場所が青山にあることから青山城となった。県の指定にもなり、行政として統一表記として使用されるようになった。また、四ツ山城(高見城)址ではなく四ツ山城(高見城)跡のため訂正してほしい。
事務局	教育委員会の文化財担当に確認をして、表記が正しいかを確認して記載する。
小久保会長	ほかに意見はあるか。
事務局	資料 1 の P17 の文言が確定できれば良いが、総合振興計画に基づいて“活用する”“整理をする”など文言が確定できないので、事務局に一任を含めて最終答申が検討できるのであれば可能であると考えている。文言が確定できないので会長一任ということで良ければ可能かと思う。章立てについては、事務局としてはこのままでいきたいと考えている。
小久保会長	会長一任でも良いか。
吉田委員	私は反対である。国や県の基準に従うが、目次は町民がわかりやすい内容にすべきだと考えている。流れから考えてみても、「宅地」の次に「市街地」、最後に「その他」である方が読む側も理解しやすい。現行計画や、国・県と合わせるではなく、一般の人がわかりやすくするのが当然なのではないかと思う。何も知らない人からすると、整理ができていない様に感じる。
小久保会長	吉田委員から再度、話があったがほかに意見はあるか。
大塚委員	目次について、国としての方針があると思うので、国に確認してもらうのが一番良いのではないか。土地利用の現状ということで市街地だけを分けているのは何か意味があることだと思う。それを、事務局にお願いしたい。
事務局	国が出している文書等で章立て、目次立てを確認していきたい。国土利用計画法施行令のほかに、平成 27 年の国土利用計画に対しての詳細な指針のようなものが出ているので、その中で考えたいと思っているが、国が出しているものを基本ベースにと思っているのでそれを含めて確認していく。基本的には、この章立てでいきたい。
曽根委員	資料 2 の P6 について、環境や景観への配慮について、修正案では里地里山の景観に変更になっているが、景観では消極的な文章に変更になっていると感じる。例えば、金勝山あたりに県の排水処理施設があるが、景観的には道路から見えない箇所にある。工場からはダイオキシ

	ンが排出されるなど、大気汚染の原因となる工場が今拡大化している。そのようなことに関して、この文言だが、町土利用の基本理念の箇所で「自然の恵みと文化を未来につなぐ」とあるが、逆行しているのではないかと思う。以前にも寄居町と小川町で寄居から様々な問題が出たが、5・10 年後にはこの施設はもっと拡大されているのではないか。「環境や景観への配慮」の、“景観”という文言が引っ掛かる。
事務局	結びの文章を主語述語の関係で「身近な自然とふれあいを求める人が多く訪れている」と文言の表記を整えた。以前の文章である「・・・良好な町並み景観や里地里山の保全再生、身近な自然とふれあいを求める人が増えている。」は、里地里山を保全再生したい人が多く訪れている、と捉えることとなり得るので文言の整理をした。里地里山の環境の保全については当然重要なことなので、以降の文章を読み込んでいただくと環境、景観への配慮というタイトルに見合う内容となっている。
斉藤委員	資料 1 の P17　イ　森林の部分での言葉の整理について、文章を並び替えた方がよくなるかと思う。「県立自然公園に指定されている森林については、」という主語があるが、ここに続くのは次文の「館川ダム周辺は憩いの場などとして活用を図ります。」とし、その後ろに「また、林道等の生産基盤の整備などにより、林業の活性化を図ります。」の方が良いと思う。県の自然公園に指定されたから林業を図るというのは、わからなくもないが、ダム周辺は憩いの場、と続いたほうが素直ではないかと感じる。
事務局	ご意見を受け訂正する。
高橋委員	資料 1 の P12　(7)市街地の最後の 2 行、「小川町駅北側地域・・・については、地元住民の意向醸成を図りながら計画的に行い、良好な環境の形成に努めます。」について、「・・・意向醸成を図りながら、計画的に良好な環境の形成に努めます。」にしてはどうか。
事務局	文言の整理なので検討する。
曽根委員	資料 2 の P24　5 行目「東小川や八和田小学校周辺」の箇所は、東小川小学校周辺と八和田小学校周辺なのか、東小川地区全体と八和田小学校周辺なのか、解釈がきちんとできない。東小川全体であるのであれば東小川地区としていただいた方がわかりやすい。
事務局	土地利用構想図からの表現であり、地区全体ではなく地域拠点なので、小学校周辺、ある一定の部分の事を指している。小学校周辺と文言を統一するか、その辺は整理させていただく。
曽根委員	資料 2 の P25　(2)安定性の確保について、土砂災害の危険区域から警

	戒区域に変更されているが、警戒及び危険区域と修正してほしい。土砂崩れが実際に起こった箇所があるので警戒だけでは甘いのではないかと思う。
昭和㈱	法律上の指定された用語である。
事務局	法的な危険区域の定義がないため、関係各課と協議し表現を統一した。
小久保会長	ほかに意見がなければ、文言等の変更は検討させていただくが答申という事で良いか。
一同	異議なし。

◆その他

事務局	第 4 次国土利用計画について、今日審議したことを会長と相談して、文言等の整理をして速やかに答申したいと思う。資料 1 の P17 の吉田委員の指摘については会長と相談して整理し表現の追加等をしたいと思っている。
小久保会長	議事録は公開とする。他に何かあるか。
曽根議員	町のシンボルの仙元山について、あの山の所有権は行政と様々な地主と別れているが、例えば紅いモミジや黄色いイチョウなど配色を考えて植樹をすれば景観的に良くなるのではないかと思う。それは無理なことなのか。また、登山口の標識がわかりにくい。
事務局	現町長は仙元山の整理ということも公約に掲げている。具体的な進捗については、各々の所管課、産業観光課を通じて確認する。土地の所有権が全て町ではないので地権者の了解を得て慎重に対応して行く必要があると思う。標識の件については担当課に伝えておく。
事務局	国土利用計画については、会長と相談の上答申する。明日 1 月 8 日（金）から 2 月 7 日（日）までパブリックコメントを実施予定である。現在パブリックコメントを実施している総合振興計画基本構想（案）について 2 月中旬の臨時議会で議決をいただく予定となっている。
事務局	総合振興計画審議会は本日の会議を持ってひとつの区切りとなる。いままでの感謝をこめて副町長から挨拶をさせていただく。
副町長	閉会にあたり、みなさまに一言お礼申し上げる。小久保会長をはじめ、委員のみなさまは大変忙しい中、8 回に渡る審議会においてご協議いただき感謝している。町の総合振興計画をはじめ、今後のまちづくりの指針となる重要な計画について幅広い角度からのご意見・ご提言をいただき感謝する。みなさまに審議していただいた内容が、確実に進むよう全町一丸となり取組んでいくので、今後ともご理解ご協力をお願い申し上げ、簡単なお礼の挨拶とさせていただく。

以上